

令和6年度 ラ・サール会奨学金規程

1. 総則

この規程は、ラ・サール会函館修道院が設定する奨学金制度について定める。

2. 目的

この奨学金は、函館ラ・サール学園に在籍する学業並びに行動面に優れた生徒で、経済的な理由により修学が困難な生徒に対して学費を援助することを目的とする。

3. 採用の基準

① 家計について

a 経済的に学費の納付がきわめて困難であること。(原則として、高校生については現に日本学生支援機構の奨学生であるか、または本会奨学金の申請時現在において日本学生支援機構に奨学生採用申請中の生徒とする)。

b 本校の定める授業料軽減制度の対象となっている生徒は、本会奨学金の対象外とする。

② 学業成績について

前期の定期テスト・実力テストの成績を参考にする。

③ 行動面について

欠席、遅刻、素行の状況などの行動面について問題がない生徒とする。

4. 支給月額と支給期間

① 支給月額：10,000円(但し、支給の方法は、下記・5.の要領で行う)

② 支給期間：1年間

5. 奨学金の支給要領口座

① 支給月及び支給額

1月中旬：120,000円(4月～3月の12カ月分)

② 支給方法：授業料引落口座に振込むものとする。

③ この奨学金は給付するものであり、返還の義務はありません。

6. 申請の手続き

① 所定の願書に必要事項を記入し、期日までに提出すること。尚、本会の奨学金は年度ごとに希望者の募集を行いますので、前年度において奨学生であっても再度申請すること。

② 採用に関する事務は、教務部・奨学金係で行います。

7. 奨学生の選考

採用基準を満たす希望者の中から、学年会・学年主任会において、選考を行う。

8. 奨学生の決定

ラ・サール会函館修道院長は、選考の内容について校長の意見を聴いた上で、奨学生を決定する。なお、中学生と高等学校生合わせて人数は4名とする。

9. 奨学生の取り消し

成績又は行動面で函館ラ・サール学園の生徒としてふさわしくないことがあった場合は、学年会・学年主任会において奨学生の取り消しについて協議を行うものとし、その結果によっては、修道院長が校長の意見を聴いた上で、その者の奨学生の資格を取り消すことがある。

10. 補則

その他、ラ・サール会奨学金の取り扱いに必要な事項は、校長の意見を聴いた上で、修道院長が別に定める。

※ 出願にあたっての注意事項

・申請を行う者は11月30日までに必要書類を受け取ること。

・書類提出は12月7日です。

書類は保護者が記入しなければならないので特に寮生・下宿生は注意すること。

・提出書類は

① ラ・サール会奨学生願書

② 市町村役場で発行する前年度所得証明書就学者を除く家族全員分を提出してください。)

・提出先は教務部の松永先生です。